



県章

山形県公報

平成28年3月8日（火）

第2728号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（健康長寿推進課）…235
- 山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…236
- 山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…同

告 示

- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所……………（健康福祉企画課）…同
- 予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示……………（同）…238
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更……………（同）…同
- 肥料の登録……………（農業技術環境課）…同
- 肥料登録の有効期間の更新……………（同）…239
- 都市計画事業の変更の認可……………（下水道課）…同
- 同……………（同）…同

教育委員会関係

告 示

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき県立学校の幼児、児童又は生徒の保護者等から徴収する額……………240

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課）…同
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（庄内総合支庁総務課）…241
- 平成28年度調理師試験の実施……………（食品安全衛生課）…同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課）…同
- 同……………（同）…243
- 同……………（同）…244

規 則

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第3号

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第12項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第8条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第25項」を「同条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

第16条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第4号

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第8項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第15条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第5号

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第9条第1項及び第5項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第35条第12項中「第42条第1項」を「第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準第42条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第217号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成28年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

医 師 氏 名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
福 井 忠 久	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
遠 藤 博 之	山 形 市 立 病 院 済 生 館	山形市七日町一丁目3番26号
太 田 伸 男	山 形 市 立 病 院 済 生 館	山形市七日町一丁目3番26号
鈴 木 亨	山 形 市 立 病 院 済 生 館	山形市七日町一丁目3番26号
松 内 祥 子	山 形 市 立 病 院 済 生 館	山形市七日町一丁目3番26号
渡 辺 久 剛	東 北 中 央 病 院	山形市和合町三丁目2番5号
川 村 博 司	山 形 厚 生 病 院	山形市菅沢字鬼越255番地
鈴 木 修 平	山 形 厚 生 病 院	山形市菅沢字鬼越255番地
武 田 弘 幸	山 形 厚 生 病 院	山形市菅沢字鬼越255番地
中 村 翔	山 形 厚 生 病 院	山形市菅沢字鬼越255番地
福 井 雅 子	山 形 厚 生 病 院	山形市菅沢字鬼越255番地
上 所 邦 広	大 島 医 院	山形市桜田西四丁目1番14号
熱 田 明 子	斯 波 医 院	山形市宮町五丁目4番28号
橘 英 明	橘内科循環器内科クリニック	山形市北山形二丁目5番43号
角 田 裕 一	つのだ内科クリニック	山形市青田南24番45号
佐 藤 篤	TFメディカル嶋北内科脳神経外科クリニック	山形市嶋北三丁目1番11号
岡 田 篤	山 形 徳 洲 会 病 院	山形市清住町二丁目3番51号
滝 口 規 子	山 形 徳 洲 会 病 院	山形市清住町二丁目3番51号
望 月 晋	尾 花 沢 市 中 央 診 療 所	尾花沢市新町三丁目2番20号
小 林 敏 一	朝 日 町 立 病 院	西村山郡朝日町大字宮宿843番地
橋 本 直 土	朝 日 町 立 病 院	西村山郡朝日町大字宮宿843番地

山形県告示第218号

次の医師は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成28年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

医 師 氏 名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
門 間 文 行	山 形 徳 洲 会 病 院	山形市清住町二丁目3番51号
菊 地 次 郎	山 形 徳 洲 会 病 院	山形市清住町二丁目3番51号
鈴 木 泰 宏	山 形 徳 洲 会 病 院	山形市清住町二丁目3番51号
加 納 久 雄	尾 花 沢 市 中 央 診 療 所	尾花沢市新町三丁目2番20号

山形県告示第219号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり予防接種を行う主たる場所の変更があった。

平成28年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

医 師 氏 名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
福 原 宗 久	山形市嶋北三丁目1番11号 TFメディカルクリニック	山形市嶋北三丁目1番11号 TFメディカル嶋北内科脳神経外科クリニック	平成27. 12. 14
近 岡 秀 郎	山形市桜町三丁目7番25号 近岡小児科医院	山形市桜町二丁目11番15号 まつだクリニック	同
加 藤 圭 介	尾花沢市新町三丁目2番20号 尾花沢市中央診療所	尾花沢市若葉町二丁目1番7号 加藤クリニック	同 9. 1

山形県告示第220号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成28年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登 録 番 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保 証 成 分 量 (%)	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者		登 録 年 月 日
					名 称	住 所	
山 形 県 第 471 号	混 合 有 機 質 肥 料	エリート有機16	窒素全量 4.0 りん酸全量 5.0 加里全量 2.0	含有を許され成分の最大量(%)は公定規格のとおり	コーユ株式会社	酒田市松美町13番地212	平成28. 1. 28

山形県告示第221号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。
平成28年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					名称	住所	
山形県 第464号	肉骨粉	スープ滓骨粉	窒素全量 5.0 りん酸全量12.0		丸善食品工業株式会社	東京都板橋区成増一丁目30番13号	平成 34. 2. 18

山形県告示第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
西川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 西川都市計画下水道事業
 - (2) 名称 西川町公共下水道
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成6年9月27日から平成33年3月31日まで

山形県告示第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
大江町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 大江都市計画下水道事業
 - (2) 名称 大江町公共下水道
- 3 変更の内容
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成6年11月11日から平成33年3月31日まで

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第5号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第17条第4項の規定により、県立学校の幼児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）の保護者（生徒が成年に達している場合にあつては、当該生徒）（以下「保護者等」という。）から徴収する額を次のように定め、平成28年4月1日から施行し、平成19年3月県教育委員会告示第5号（独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき県立学校の幼児、児童又は生徒の保護者等から徴収する額）は、廃止する。

平成28年3月8日

山形県教育委員会
委員長 菊 川 明

学校種別	保護者等から徴収する額
特別支援学校幼稚部	各年度につき生徒等1人当たり 210円
同 小学部	同 460円
同 中学部	同 460円
同 高等部	同 1,520円
中学校	同 460円
高等学校全日制課程	同 1,520円
同 定時制課程	同 790円
同 通信制課程	同 220円

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成28年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成28年2月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人いいでスポーツクラブキララ
 - (2) 代表者の氏名
伊藤 靖
 - (3) 主たる事務所の所在地
西置賜郡飯豊町大字樺1859番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が日常生活の中で気軽にスポーツ活動や文化活動に親しむ環境づくりを行うとともに、様々な事業を通じて住民相互の親睦と交流を図り、にぎわいのある町づくりに貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成28年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成28年2月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人日本国末端技術研究所

(2) 代表者の氏名

秋山 周三

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市大宝寺字日本国254番地6

(4) 定款に記載された目的

この法人は、小中学生を主体とする一般市民に対して“ものづくり”の楽しさや面白さを体験してもらう為の学習の場と知識を提供することを目的とする。上記の目的のもと、子どもたちが“ものづくり”に対して興味を深めることで、子どもの健全育成と社会教育の推進を図り、更には科学技術の振興に繋がることで豊かで充実した社会づくりに寄与することを目指す。

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成28年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成28年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時 平成28年10月8日（土） 午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場 所 山形市内

2 受験手続

調理師試験受験願書を平成28年6月15日（水）から同月30日（木）までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に、県外在住の者は山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（県外在住の者については郵送も可能とし、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課において同月30日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（電話023(630)2621）又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成28年7月8日まで縦覧に供する。

平成28年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品鶴岡インター店

鶴岡市美咲町34番26号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

東銀リース株式会社 東京都中央区日本橋二丁目7番1号

代表取締役 佐藤潤

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
スーパードラッグアサヒ鶴岡店	鶴岡市美咲町34番26号

(変更後)

名 称	所 在 地
カワチ薬品鶴岡インター店	鶴岡市美咲町34番26号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社横浜ファーマシー	青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井46番地34	松 山 稔

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字卒島1293番地	河 内 伸 二
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野 口 実

4 変更年月日

(1) 3の(1)に掲げる事項 平成27年10月22日

(2) 3の(2)に掲げる事項

イ 株式会社カワチ薬品に係るもの 平成27年10月22日

ロ 株式会社エービーシー・マートに係るもの 平成27年10月21日

5 届出年月日

平成28年1月22日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年7月8日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成28年7月8日まで縦覧に供する。

平成28年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品鶴岡インター店

鶴岡市美咲町34番26号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

東銀リース株式会社 東京都中央区日本橋二丁目7番1号

代表取締役 佐藤潤

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐車場の収容台数

(変更前) 142台

(変更後) 104台

ロ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 70台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 75台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ハ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 82.1平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 107.1平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 116.2立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 118.2立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社カワチ薬品	午前10時	午後8時50分
株式会社エービーシー・マート	午前10時	午後8時50分

(変更後)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社カワチ薬品	午前9時	午後9時
株式会社エービーシー・マート	午前9時	午後9時

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後9時まで

(変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで

ハ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時から午後8時30分まで

(変更後) 午前6時から午後9時まで

4 変更年月日

- (1) 3の(1)のイに掲げる事項 平成28年9月23日
 (2) 3の(1)のロ、ハ及びニに掲げる事項 平成28年4月28日
 (3) 3の(2)に掲げる事項 平成28年1月23日

5 届出年月日

平成28年1月22日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年7月8日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに三川町役場において平成28年7月8日まで縦覧に供する。

平成28年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール三川
 東田川郡三川町大字猪子字和田庫128番1外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （変更前）

名 称	所 在 地
イオン三川ショッピングセンター	東田川郡三川町大字猪子字和田庫128番1外

（変更後）

名 称	所 在 地
イオンモール三川	東田川郡三川町大字猪子字和田庫128番1外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 （変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅 本 和 典
株式会社 コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1	捧 雄 一郎

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社 コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1	捧 雄一郎

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅本 和典
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号	上田 稔夫
株式会社オンワード樫山	東京都中央区京橋一丁目7番1号	廣内 武
イトキン株式会社	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目4番25号	辻村 章夫
有限会社佐藤正栄堂	鶴岡市本町二丁目2番10号	佐藤 正廣
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地8	宮脇 範次
エステール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史
株式会社モリタ	秋田県秋田市山王三丁目3番9号	盛田 良次
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地五丁目6番4号	土居 健人
株式会社ユニクロ	山口県山口市大字佐山717番地1	柳井 正
株式会社夢や	香川県高松市松縄町1004番地1	安東 恵美子
株式会社ベル	新庄市沼田町6番16号	赤松 正文
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努
株式会社エガミ	秋田県横手市寿町8番13号	江上 キヌ子
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1	江尻 義久
株式会社 コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1	捧 雄一郎
カトレア株式会社	秋田県秋田市山王沼田町2番地1	長谷川 利夫
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	大谷 尚子

株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号	寺井秀藏
株式会社プラスハート	大阪府大阪市中央区北浜一丁目9番9号	松尾正司
株式会社ジーフット	愛知県名古屋市千種区今池三丁目4番10号	松井博史
株式会社ジェイアイエヌ	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号	田中仁
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	吉竹英典
有限会社エムエヌ・コラボレーション	酒田市中町二丁目4番6号	峯田林一
株式会社プラザクリエイティブイメージング	東京都中央区晴海一丁目8番10号	大島康広
株式会社アルダン	宮城県仙台市宮城野区岩切字鴻巣104番2号	阿部一元
株式会社ラッシュジャパン	神奈川県愛甲郡愛川町中津4027番3号	アンドリュー・ウィリアム・トーン
株式会社クロスカンパニー	岡山県岡山市北区幸町二丁目8番	石川康晴
株式会社アメリカ屋	宮城県仙台市太白区郡山字籠ノ瀬10番地の1	岩佐行弘
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	小田保則
株式会社二葉屋	新潟県南魚沼市六日町76番地1	五十嵐榮一
井ヶ田製茶株式会社	宮城県仙台市青葉区大町二丁目7番23号	今野克二

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎双一
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号	上田稔夫
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	馬場昭典
イトキン株式会社	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目4番25号	辻村章夫
有限会社佐藤正栄堂	鶴岡市本町二丁目2番10号	佐藤正廣
As-meエステール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山雅史
株式会社モリタ	秋田県秋田市山王三丁目3番9号	盛田良紀
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地五丁目6番4号浜離宮三井ビルディング	土居健人

株式会社ユニクロ	山口県山口市大字佐山717番地1	柳井 正
株式会社夢や	東京都渋谷区代々木三丁目38番9号	小向 誠一
株式会社ベル	新庄市沼田町6番16号	赤松 正文
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努
株式会社エガミ	秋田県横手市寿町8番13号	江上 キヌ子
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1	捧 雄一郎
カトリア株式会社	秋田県秋田市山王沼田町2番1号	長谷川 利夫
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂田 尚子
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号	上山 健二
株式会社プラスハート	大阪府大阪市中央区北浜一丁目9番9号	松尾 正司
株式会社ジーフット	愛知県名古屋市千種区今池三丁目4番10号	堀江 泰文
株式会社ジェイアイエヌ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 仁
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	吉竹 英典
株式会社プラザクリエイト ストアーズ	東京都中央区晴海一丁目8番10号	大島 康広
株式会社アルダン	宮城県仙台市宮城野区岩切字鴻巣104番地2	阿部 一元
株式会社クロスカンパニー	岡山県岡山市北区幸町2番8号	石川 康晴
株式会社アメリカ屋	宮城県仙台市太白区郡山字籠ノ瀬10番地の1	大塚 丈二
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	吉田 馨
株式会社二葉屋	新潟県南魚沼市六日町76番地1	五十嵐 榮一
井ヶ田製茶株式会社	宮城県仙台市青葉区大町二丁目7番23号	今野 克二
株式会社チュチュアンナ	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目10番2号	上田 利昭
株式会社K-GOLDイン ターナショナル	静岡県浜松市中区西丘町276番地の5	横田 光夫
株式会社チチカカ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目2番地3	田中 義章

マルホン株式会社	宮城県仙台市若林区卸町二丁目8番地の4	安 曇 祥 二
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽 牟 秀 幸
株式会社F・O・インター ナショナル	兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目4番1号	小 野 行 由

3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項 平成23年11月21日
 (2) 2の(2)に掲げる事項 平成27年2月1日
 (3) 2の(3)に掲げる事項
 イ イオンリテール株式会社に係るもの 平成27年2月1日
 ロ 株式会社オンワード樫山に係るもの
 (イ) 住所に係るもの 平成28年1月6日
 (ロ) 代表者の氏名に係るもの 平成23年9月1日
 ハ As-meエステール株式会社に係るもの 平成21年10月1日
 ニ 株式会社モリタに係るもの 平成26年4月1日
 ホ 株式会社夢やに係るもの
 (イ) 住所に係るもの 平成27年11月1日
 (ロ) 代表者の氏名に係るもの 平成27年6月11日
 ヘ 株式会社大谷に係るもの 平成26年10月1日
 ト 株式会社ワールド及び株式会社ジーフットに係るもの 平成27年5月1日
 チ 株式会社ジェイアイエヌ及び株式会社クロスカンパニーに係るもの 平成28年1月6日
 リ 株式会社プラザクリエイトストアーズに係るもの 平成26年4月1日
 ヌ 株式会社アメリカ屋に係るもの 平成26年6月1日
 ル 株式会社パレモに係るもの 平成27年2月1日
 ラ 株式会社チュチュアンナに係るもの 平成25年10月11日
 ワ 株式会社K-GOLDインターナショナルに係るもの 平成25年9月20日
 カ 株式会社チチカカ及びマルホン株式会社に係るもの 平成25年11月15日
 ヨ 株式会社未来屋書店に係るもの 平成25年11月14日
 タ 株式会社F・O・インターナショナルに係るもの 平成25年11月8日

4 届出年月日

平成28年1月26日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年7月8日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (3) 意見